

平成27年度 行政経営方針

- 復興から発展へのスタートの年 -



平成26年11月25日

南相馬市

行政経営方針の位置づけ

本方針は、震災後、初めての総合計画となる「南相馬市復興総合計画」に基づき、平成27年度の市政運営において、経営資源を集中し、重点的に取り組むべき施策の方向性を明らかにするものである。

平成27年度の予算編成方針、各部の要求、組織運営などについては、この「平成27年度行政経営方針」に基づき行うものとする。

1 はじめに

復興元年から3年目となる平成26年度の行政経営方針は、「市民生活再興の基礎を築く年」として、市民生活再建に向けた取り組みを最重点方針としながら、生産年齢人口の回復、避難指示区域の再生、高齢化への対応及び地域の活力の創造の4つを重点方針に位置付け、予算・人員の確保、事業実施に取り組んできたところである。

平成27年度は、震災後、初めての総合計画となる「南相馬市復興総合計画」の初年度にあたる極めて重要な年であることから、基本構想に掲げる10年後の都市将来像を実現していくための取り組みを着実に進めることとする。

加えて、平成28年4月を解除目標としている避難指示区域への本格的な帰還に向けた準備を進める最終年度であることから、市民が円滑かつ安全にふるさとへ戻るために必要な環境の整備を進めることとし、その方針を定める。

2 行政経営の視点

平成27年度の行政経営は、次の視点のもと、施策立案、予算編成に取り組む。

(1) 復興総合計画の着実な推進

復興総合計画を着実に推進するため、復興総合計画の理念を市民と職員で共有するとともに、真に必要な事務事業及び緊急的な対応が必要な事務事業以外は休止・削減し、その経営資源（人材・物資・財源）を復興総合計画に基づく施策に集中させ、スピード感を持って迅速に取り組むこととする。

また、国・県・関係機関における復旧・復興の取り組みについては、連携して推進する。

(2) 復興総合計画を推進する組織運営と人材育成

復興総合計画を着実に推進するため、将来の適正な定員管理との整合性を保つこと及び事務事業の全庁的な点検を前提として、任期の定めのない職員の前倒し新規採用や任期付き職員、再任用職員の採用などによりマンパワーを確保し、人員配置の適正化を図る。

また、職員数の増加を踏まえ、徹底した職員研修や日常業務を通じた職員教育等の人材育成を通じて職員の質の向上に努める。

さらに、国・県からの支援・財政措置及び他自治体からの支援のほか、民

間等の支援などの外部資源（人材・物資・財源）を積極的かつ有効に活用しながら、市内外を問わず、大胆かつ柔軟な人材登用により着実な事業推進を図る。

事業推進にあたっては、効果的・効率的な行政サービスのあり方について、市民目線で不断の検証を行うものとする。さらに、これまでよりもスピード感が求められるため、「法律上の制約」や「事業実施にかかる意思決定、責任の所在」など、行政として最低限求められる手続きを確保しながら、社会経済状況の変化に対して迅速かつ柔軟に対応できるよう組織の一部見直し、事務手続き等の見直しを行う。

（３）社会経済状況の変化への的確な対応

震災後の急速な人口減少と少子高齢化の進行、放射線に対する不安や安全・安心意識、産業構造の変化等、日々変化する社会経済状況の変化を的確に捉え迅速に対応する。

（４）市民参加と協働による事業推進

復興を成しとげるために市民とともに目標を共有し、力を合わせ、全ての市民の英知を結集しながら取り組む必要があることから、市民参加と協働による事業の構築を図る。

（５）市民の声の全庁的な情報共有と課題への対応

市政運営にあたっては、積極的に市民の声を聞き、その声を有意な情報として全庁的に共有し、施策や市民対応に反映させることが不可欠である。そのために、市民からの意見・要望を適時職員間で共有できる仕組みを構築し、職員一人ひとりはそのらの意見・要望に迅速に対応する。

（６）将来に向けた行財政運営の健全化への対応

人口減少と少子高齢化社会を見据え、アセットマネジメントの導入により、公共施設の適正配置や長寿命化対策に取り組むなど、次世代に負担のかからない、効果的・効率的で健全な行財政運営の推進を図る。

3 重点施策の取り組み方針

平成27年度において、特に経営資源（人材・物資・財源）を集中させて取り組むべき重点施策の方針については、復興総合計画前期基本計画に基づき、次のとおりとする。

最重点方針1 復興事業の優先的実施

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故を克服し、本市の目指す将来像を築いていくためには、除染による安全な生活空間の確保、生活に必要な住居の確保や道路の整備など、各種復興事業を着実に成し遂げることが基礎となることから、復興事業の優先的な取り組みを進め、復興の加速化を目指し、以下の施策等に取り組むこととする。

除染の推進

- ・生活圏除染の推進

安心して居住できる環境の整備

- ・災害公営住宅の整備・防災集団移転の推進

災害に強い都市基盤の強化

- ・多重防潮機能（防潮堤、防災林）の整備

企業誘致の推進

- ・企業誘致のための工業基盤（復興工業団地）の整備

農業の再生と振興

- ・農畜産業の生産基盤の整備

水産業の再生と振興

- ・漁業関連施設等の生産基盤の整備

再生可能エネルギーの活用の促進

- ・再生可能エネルギー基地（発電所）の整備

最重点方針2 避難指示区域の再生

小高区を主とする避難指示区域については、解除目標である平成28年4月に向けて、防犯体制の強化などの安全確保対策に取り組むとともに、災害公営住宅の建設、商業施設の再開、公共交通の確保、公共施設の再開など円滑かつ安全に住民が帰還できる環境の整備を進めるため、以下の施策等に取り組むこととする。

安全確保対策

- ・防犯体制の強化
- ・放射線モニタリング

居住場所の確保

- ・災害公営住宅の建設、移転者向け住宅団地の整備

生活環境の整備

- ・医療、介護、福祉体制の確保
- ・公共交通対策（ジャンボタクシー等）
- ・コミュニティ再生支援
- ・飲料井戸汚染対策
- ・小中学校、幼稚園、保育園の施設整備
- ・図書館、保健福祉センター等の公共施設の再開
- ・小高区市街地の整備

商業再開支援

- ・商店等生活関連事業者の再開支援

農業再開支援

- ・営農再開を目指した農地の荒廃抑制・保全管理
- ・実証栽培の実施

重点方針 1 地域の絆づくりと安心生活の再生

震災等によって損なわれた安心を取り戻すため、放射線対策の充実、医療や介護サービスが受けられる環境の確保、地域コミュニティの再生による地域の絆の強化や地域活動の活性化、高齢者が健康で生きがいをもって生活できる環境など、市民が将来にわたって安心して生活ができるまちづくりを進めるため、以下の施策等に取り組むこととする。

健康管理対策の推進

- ・被ばく線量測定の実施
- ・放射線被ばくデータ分析の推進

放射線に関する情報の提供

- ・モニタリング設備の充実
- ・放射線に関する基礎知識の周知

安心して医療が受けられる環境の整備

- ・地域医療提供体制の充実
- ・医療スタッフの確保策の推進

市立病院の機能の充実

- ・医療の提供と水準の向上
- ・地域医療の連携

介護保険制度の安定的運営

- ・介護保険施設のサービス向上

地域福祉活動の推進

- ・高齢者世帯等の見守り活動の充実
- ・地域の中で生きがいを持って暮らしていける環境の整備

高齢者福祉の充実

- ・高齢者の健康意識の向上と生きがいづくりの推進

地域活動の環境づくりと人材育成

- ・地域主体のまちづくりの推進

だれもがスポーツを楽しめる環境の充実

- ・スポーツ施設の整備

芸術文化にふれる機会の充実

- ・芸術文化活動が行いやすく、参加しやすい環境整備

重点方針 2 未来を担う人を育む環境の充実

子育て世代が安心して出産・育児ができる環境の整備、子どもの医療環境確保や遊び場の充実、教育の質の向上など、本市の将来を担う子どもたちが夢や希望を持てるまちづくりを進めるため、以下の施策等に取り組むこととする。

親と子の健康支援の充実

- ・安心して妊娠・出産するための支援の充実
- ・医療費の助成
- ・地域医療提供体制（小児医療等）の充実

元気に遊べる環境の充実

- ・子どもが安心して遊ぶことができる遊び場の整備

子育てのサポート体制の充実

- ・子育て世帯への相談・支援体制の整備
- ・地域における子育て環境の整備

保育環境の整備

- ・ 休園施設の再開と保育士等人材確保

「生きぬく力」の育成

- ・ 確かな学力を育む教育の推進
- ・ 豊かな心を育む教育の推進
- ・ 健やかな体を育む教育の推進

特色ある教育・魅力ある学校づくり

- ・ 特色と魅力ある教育の推進
- ・ 学校図書館の充実

だれもが学習できる環境の充実

- ・ 読書環境の充実

ふるさと教育の充実

- ・ ふるさと教育の推進

地域活動の環境づくりと人材育成

- ・ 地域で活躍する人材の育成

重点方針 3 若い世代の定住の促進

地域の活力となり各産業の担い手として地域を支える若い世代を確保するため、働く場の確保や就労の支援、魅力あるまちの創造と住宅環境の整備、交流の活性化などによる本市への移住・定住の促進など、若い世代が住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めるため、以下の施策等に取り組むこととする。

安心して居住できる環境の整備

- ・ 移住・定住の促進（若い世代の定住に向けた住環境整備等）

企業誘致の推進

- ・ 企業誘致活動の推進

街なかの活性化

- ・ 街なか賑わいの創出・環境整備対策への支援

地域における創業支援

- ・ 起業支援体制の充実

雇用促進と就労支援

- ・ 地域就労支援の充実
- ・ 仕事と子育ての両立が可能な環境醸成

農業の再生と振興

- ・担い手及び青年就農者の育成

交流人口の拡大

- ・各種交流の促進